

国総研達第3号

国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部規則を次のとおり制定する。

平成25年5月7日

国土技術政策総合研究所長 上総周平

国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部規則

(趣旨)

第1条 「当面の再発防止対策について」(平成24年10月17日国土交通省とりまとめ)を踏まえ、国土技術政策総合研究所におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化(以下「コンプライアンス等の強化」という)を図るため、国土技術政策総合研究所にコンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、国土技術政策総合研究所の職員として必要な法令の遵守及び綱紀の保持に関する事項として、次に掲げるものをいう。

- 一 国土技術政策総合研究所における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持(以下「発注者綱紀保持」という。)
- 二 前号に掲げるもののほか、公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項

(所掌事務等)

第3条 推進本部は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土技術政策総合研究所におけるコンプライアンス等の強化を図るための各年度ごとの推進計画(以下「推進計画」という。)の作成及び実施の推進に関すること
- 二 推進計画の変更に関すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、推進計画の実効性を確保するために必要な事項に関すること
- 2 推進本部は、前項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項について、不断の見直しを行うものとする。
 - 一 発注者綱紀保持規程に関すること
 - 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
 - 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
 - 四 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析に関すること
 - 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
 - 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項
- 3 推進本部は、当該年度の前年度末までに、当該年度の推進計画を作成するものとする。
- 4 推進本部は、推進計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するものとする。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、所長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、副所長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 本部員は、研究総務官及び各部長・センター長をもって充てる。

(第三者からの意見聴取)

第5条 推進本部は、第3条第1項及び第2項に規定する事務を行おうとするときは、必要に応じ、コンプライアンス・アドバイザリー委員会(国土技術政策総合研究所コンプライアンス・アドバイザリー委員会規則(平成25年国総研達4号)に基づく委

員会をいう。)の意見を聞くものとする。

(本部長による指示等)

第6条 本部長は、各部長・センター長に対して、推進計画に基づく取組の実施を指示するものとする。

2 本部長は、実施状況を毎年度7月31日までにコンプライアンス報告書として取りまとめ、公表するものとする。

(推進本部会議)

第7条 定例会議は、本部長が招集し、原則として四半期ごとに開催するものとする。

2 随時会議は、必要に応じて本部長が招集する。

3 第1項及び第2項の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部総務課及び管理調整部管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年5月7日から施行する。

2 国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会規則（平成18年3月31日国総研達第9号）は、廃止する。

国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進本部員名簿

令和6年4月1日現在

○本部長
所長

○副本部長
副所長
副所長

○部員
研究総務官
研究総務官
総務部長
企画部長
管理調整部長
上下水道研究部長
河川研究部長
土砂災害研究部長
道路交通研究部長
道路構造物研究部長
建築研究部長
住宅研究部長
都市研究部長
港湾・沿岸海洋研究部長
空港研究部長
社会資本マネジメント研究センター長
港湾情報化支援センター長

事務局：総務部総務課長・管理調整部管理課長